

輸送の安全に関する情報の公表について

～運輸安全マネジメントに関する取り組み～

令和8年7月9日

ニセコバスは安全最優先を基本理念として、「より安全・安心なバス」を目指して、PDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上に取り組んでまいります。

目次

1. 輸送の安全に関する基本的な方針	…2
2. 輸送の安全に関する目標と当該目標の達成状況	…3
3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	…4
4. 輸送安全管理規程	…4
5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置	…5
6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制	…6
7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況	…8
8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置 及び講じようとする措置	…10
9. 安全統括管理者に関する情報	…10
10. 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関する情報	…10
11. 事業用自動車に関する情報（貸切登録車両）	…11

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

当社では、輸送の安全に関する基本方針として【安全方針】を策定し、『人命尊重・安全最優先』の理念のもと、「より安全・安心なバス」を目指して日々改善を繰り返し、輸送の安全性の向上に取り組んでおります。

- (1) 社長は「輸送の安全の確保が社会的使命であり、経営と密接不可分である」との考えのもと社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。
また、現場の安全に関する状況の把握の重要性を深く認識し、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させ、輸送の安全の確保に全力を尽くします。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し不断に見直すことにより、全社員が一丸となって絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
また、安全性に関する情報については、積極的に公表いたします。

【安全方針】 ニセコバス株式会社

人命尊重・安全最優先

“より安全・安心なバスを目指して”

1. 私たちは、「**輸送の安全の確保が事業経営の根幹であり社会的使命である**」ことを認識し、向上心を持ってPDCAサイクルを活用して、輸送の安全性の向上を図ります。
2. 私たちは、**関係法令・規則を遵守**します。
3. 私たちは、**人命を尊重し、人身事故の絶滅**を図るため、次の2項目を最重点の取り組みとして、安全運転に努めます。
 - 車外人身事故を無くすため、右左折時は一旦停止による安全確認を徹底します。
 - 車内人身事故(戸挟み事故含む)を減らすため、お客様への声かけ等を徹底します。

令和3年6月21日

代表取締役社長 **伊藤 正道**

2. 輸送の安全に関する目標と当該目標の達成状況

令和7年度 輸送の安全に関する目標

1. 交通事故死者数ゼロ
2. 事故件数**5件**以下
3. 踏切事故ゼロを継続
4. 飲酒運転ゼロ
5. 危険ドラッグ等 薬物使用による運行絶無

令和7年度 事故防止重点目標

1. 人身事故 有責事故件数 0件
非責事故件数 0件
2. 有責事故 事故件数 **5件以下**
3. 踏切事故ゼロを継続

最重点取組み実施2項目

- 交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- 車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす

重点取組み実施項目

- 【夏期】構内後退事故の削減
- 【冬期】路面変化に応じた防衛運転の徹底

令和7年度 輸送の安全に関する目標の達成状況

目 標	達 成 状 況
1. 人身事故 有責事故件数 ゼロを継続 非責事故件数 ゼロを継続	目標の人身事故件数については達成しましたが、有責事故 5件以下 については達成することができませんでした。
2. 有責事故 事故件数 5件以下	
3. 踏切事故ゼロを継続	ゼロを継続し目標を達成しました。

令和8年度 輸送の安全に関する目標

1. 交通事故死者数ゼロ
2. 事故件数**5件**以下
3. 踏切事故ゼロを継続
4. 飲酒運転ゼロ
5. 危険ドラッグ等 薬物使用による運行絶無

令和8年度 事故防止重点目標

1. 人身事故 有責事故件数 0件
非責事故件数 0件
2. 有責事故 事故件数 **5件以下**
3. 踏切事故ゼロを継続

最重点取組み実施2項目

- 交差点右左折時の車外人身事故を無くす
- 車内人身事故（戸挟み事故含む）を減らす

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

令和7年度、国土交通省へ報告した事故件数は18件でした。その内訳は以下の通りです。

項 目	件 数
1. 第2条第1号（転覆・転落・火災・踏切）	0 件
2. 第2条第2号（10台以上の衝突・接触）	0 件
3. 第2条第3号（死者・重傷者）	0 件
4. 第2条第4号（十人以上の負傷者）	0 件
5. 第2条第7号（操縦装置・扉の開閉不適切）	0 件
6. 第2条第9号（疾病による運行中止）	0 件
7. 第2条第11号（車両故障）	18 件
8. 第2条第15号（特別な報告）	0 件
※第2条第5～6号、8号、10号、12～14号	0 件

4. 輸送安全管理規程

別紙のとおり国土交通省に届出しています。

別 紙 （1）

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

輸送の安全のために講じた主な措置（令和7年度）

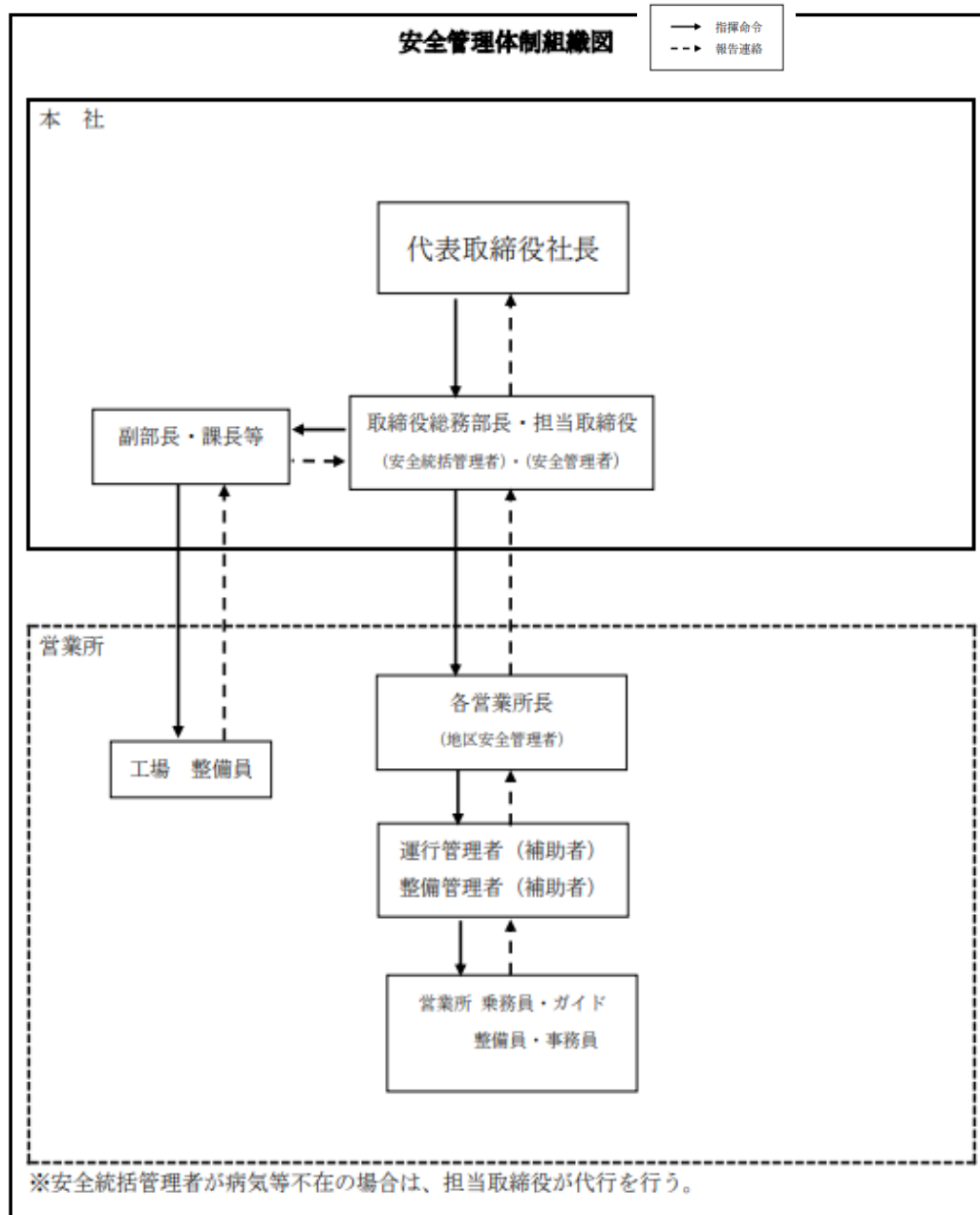
- (1) 安全最優先、法令遵守の徹底
安全方針・営業所事故防止目標等について、業務前点呼での復唱を継続したほか、安全統括管理者が発出する通知文や営業所巡回等により安全意識の一層の高揚に取り組みました。
- (2) 安全方針に掲げる最重点取り組み実施2項目に関する指導
交差点右左折時の安全確認の方法の統一を図ったほか、管理者による添乗指導や街頭指導を実施することで、交差点右左折時の事故および車内人身事故の防止に取り組みました。
- (3) 安全教育の実施
年間指導計画に基づいた毎月の教育に加え、新入乗務員や責任事故発生者に対する教育では当社グループの中央バス自動車学校での研修プログラムも活用して実施しました。
- (4) ドライブレコーダーを活用した教育
ドライブレコーダー（全車導入済み）から取得した映像データを活用して、事故防止教育、特に最重点取り組み実施2項目に関する取り組み状況を確認し、教育を実施しました。
- (5) 情報の共有
当社で起きた事故だけでなく、他社で起きた事故の情報についても共有することで、同種事故の防止に取り組みました。
- (6) 健康状態の把握と有所見者への疾病状況等の確認等
定期健康診断（年2回実施）を確実に実施するとともに、「要再検査」などの有所見者に対しては速やかに再検査を実施し、検査結果に基づいて必要な措置を講じました。
また、健康起因事故防止対策として、睡眠時無呼吸症候群のスクリーニング検査や脳検診（MRI、MRA）を実施しました。
- (7) 適性診断結果を踏まえた指導
適性診断（2年に1回実施）の結果に基づき、運転者の運転特性を踏まえた指導を全乗務員に対して実施しました。
- (8) 車両火災、重大事故、自然災害等を想定した訓練の実施
車両火災対応訓練、踏切事故防止訓練等のほか、新たに倶知安警察署との合同でバスジャックを想定した訓練を実施しました。

輸送の安全のために講じようとする主な措置（令和8年度予定）

令和7年度の取り組みを継続して実施するとともに、以下の取り組みを予定しております。

- (1) 安全方針に掲げる最重点取り組み実施2項目に関する指導
交差点右左折時の安全確認の方法に関するマニュアルを新たに作成し、それを使用した教育を実施します。
- (2) ドライブレコーダーを活用した教育
ドライブレコーダーを活用した教育の実施状況を管理し、半期程度の間隔で全乗務員に1年に2回以上、確実に教育を実施します。
- (3) 車両火災、重大事故、自然災害等を想定した訓練の実施
車両火災等の発生状況の想定を変えながら訓練を実施します。
- (4) 適性診断結果を踏まえた指導
適齢診断（65歳以上）について、2年に1回実施から毎年実施に改正し、安全教育の向上を図ります。

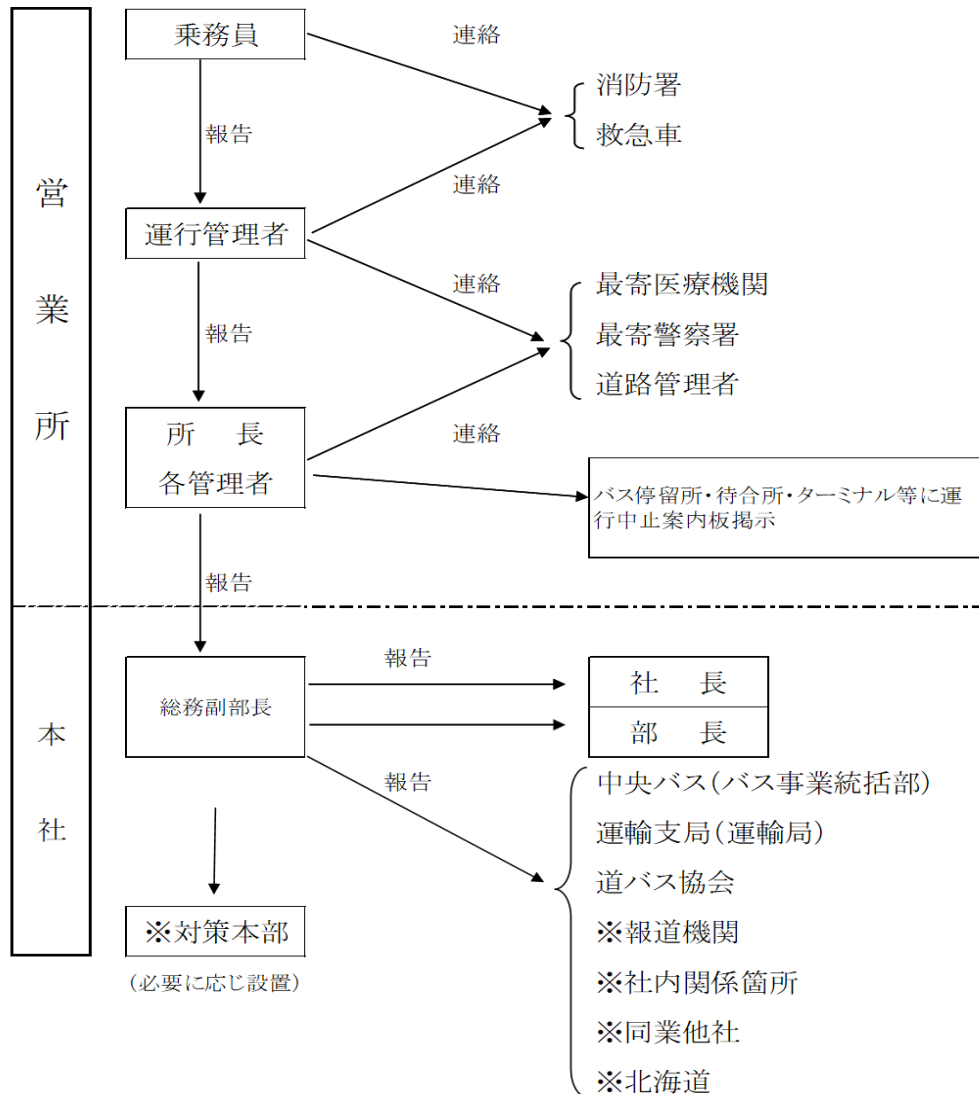
6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制その他の組織体制



緊急時の連絡体制図

重大交通事故、異常気象、地震、崩落災害及びバスジャック等運行上に異状事態が発生した場合は、下記連絡体制図に基づき速やかに関係箇所(機関)に報告すること。

(重大交通事故は自動車事故報告規則に記載されている事故及び全ての人身事故を指す)



※印は(1)交通障害が半日以上続くと予想される場合。

(2)極めて多くの利用者に影響を与えると見込まれる場合のみ連絡する。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況

月	事故防止等取組状況	主な教育実施状況	外部運動講習実施状況
4	春の事故防止・サービス向上強化運動 最重点取組2項目添乗調査強化期間 (6～25日)	箇所長会議 (30日)	春の全国交通安全運動 (6～15日)
	車両火災訓練【小樽】 (23・24日)	春の集合指導教育【本社・小樽】 (22・23日)	
	乗務員無事故表彰 (10日)	春期営業所常会【本社・岩内】 (22・23日)	
	安全統括管理者営業所巡回 (12～14日)		
5	厳正点呼強化営業所巡回 (22・28日)	春の集合指導教育【岩内】 (2日)	
	車両火災訓練【本社】 (7～9日)	箇所長会議 (27日)	
6	厳正点呼強化営業所巡回 (2日)	箇所長会議 (26日)	シートベルト着用強化月間
	踏切事故防止訓練【本社・小樽】	緊急踏切事故防止指導 (12～24日)	運行管理者一般講習 (26日)
7	車内事故キャンペーン (1～31日)	夏の交通安全運動【旗の波作戦】 (14日)	夏の交通安全運動 (13～22日)
	最重点取組2項目添乗調査強化期間 (1～31日)	箇所長会議 (23日) 緊急箇所長会議 (30日)	運行管理者一般講習 (24日)
8	防災マニュアル・BCP等の再確認	箇所長会議 (27日)	
	踏切事故防止訓練【岩内】		
	交差点事故防止訓練【岩内】		
9	秋の全国交通安全運動 (21～30日)	箇所長会議 (17日)	秋の全国交通安全運動 (21～30日)
	9/2発生ヒヤリハット共有【小樽】		飲酒運転防止週間 (21～30日)
	セーフティーコール (30日)		
10	バスジャック想定訓練【倶知安警察署合同】 (14日)	車両火災対応訓練【本社・小樽・岩内】	
11	冬の全国交通安全運動 (13～22日)	10月度箇所長会議 (7日) 箇所長会議 (28日)	冬の交通安全運動 (13～22日)
	交差点事故防止及び街頭指導強化	秋の集合指導教育 (18・20・21日)	
	輸送安全管理委員会 (7日)		
12	冬の事故防止・サービス向上強化運動 (12/10～1/10)	箇所長会議 (25日)	年末年始安全総点検 (12/10～1/10)
	最重点取組2項目添乗調査強化期間 (12/10～1/10)		運行管理者一般講習 (25日)
	グループ輸送安全管理委員会 (22日)		
1	輸送の安全に関する内部監査 (29・30日)		
2		箇所長会議 (20日)	
3	グループ輸送安全管理委員会 (25日)	箇所長会議 (24日)	

○初任乗務員に対して行う必要のある添乗による安全運転の実技指導

(基本的な流れ)

実施日程	約45日間（約250時間）
ルート	基本操作は営業所構内や周辺道路 実践的な共有は担当する路線の実際の経路や貸切での運行頻度が高い経路
車種区分	実際に運行する各種車両 大型一般・中型一般・SHD、HD、MD
指導内容	●基本操作（習得度確認） ・発進停止、右左折、駐車、ドア操作、ワンマン機器操作等一連の基本操作を教習し、運転技術習得度を把握 ※入社後、中央バス自動車学校での安全講習を受講（8～20日間、約40～100時間） ●路上訓練 ・実際の運行経路を様々な時間帯で走行し、それぞれの時間帯での危険箇所等を経験、習得 ●実車訓練 ・実際に実車を運行し、車内安全や接客等を経験、習得
指導員指導歴	乗務員としての経験年数や社歴が長く、他の模範となる班長職を教習指導員に指定している。

8. 輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置

令和8年1月に北海道中央バス内部監査室による内部監査が実施されております。当該監査では「人命尊重・安全最優先」の安全方針に基づき、安全管理体制が効果的に実施・維持され機能しているか、また、安全管理に関する関係法令や社内規程などのルールが遵守され徹底が図られているかについて確認されました。

その結果、安全管理体制の有効性及び適合性において概ね適正であることが確認されました。

9. 安全統括管理者に関する情報

道路運送法第22条の2第2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

選任年月日	令和4年6月22日	取締役総務部長	あらい 荒井	ゆきひと 征人
-------	-----------	---------	-----------	------------

10. 事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者に関する情報

R8. 4. 1現在

運転者に関する情報

- ①正規雇用の運転者の人数：36名
- ②正規雇用以外の運転者の人数：6名
- ③健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険それぞれの加入者数：全運転者加入
- ④平均勤続年数：5年8ヶ月
- ⑤平均給与月額の水準：A（北海道の営業用バス正規雇用運転者の平均給与月額と比較）

運行管理者に関する情報

- ①運行管理者の人数：10名 ②運行管理補助者の人数：6名
- 上記それぞれについて、他の業務（運転者等）と兼職している人数
- ①運行管理者のうち、兼職人数：4名 ②運行管理補助者のうち、兼職人数：6名

整備管理者に関する情報

- ①整備管理者の人数：6名 ②整備管理補助者の人数：12名
- 上記それぞれについて、他の業務（運転者等）と兼職している人数
- ①整備管理者のうち、兼職人数：4名 ②整備管理補助者のうち、兼職人数：12名

11. 事業用自動車に関する情報（貸切登録車両）

R8. 4. 1現在

- (1) 貸切保有車両数 計22両 ①大型16両 ②中型5両 ③小型1両
- (2) 車齢 ①大型 最新：9年 最古：22年 平均：16年10ヶ月
 ②中型 最新：17年 最古：23年 平均：18年 9ヶ月
 ③小型 最新：23年 最古：23年 平均：23年 8ヶ月
- (3) H29. 12. 1施行基準のドライブレコーダーの搭載台数
 ①大型16両 ②中型5両 ③小型1両
- (4) デジタル式運行記録計搭載車両台数
 ①大型16両 ②中型5両 ③小型1両
- (5) A S V搭載車両台数 ①大型3両
- (6) 主な運行の態様 観光輸送（昼間・夜間）、学校・企業等送迎
- (7) 任意保険の加入状況 対人保険：無制限 対物保険：500万円